

滋賀県国土強靱化地域計画（改定版）原案に対して提出された意見等とそれらに対する考え方について

1 県民政策コメントの実施結果について

令和2年3月13日から4月13日までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、滋賀県国土強靱化地域計画（改定版）原案についての意見等の募集を行った結果、4の県民・団体の皆様から28件、また2の市町から9件の意見等が寄せられました。

これらの意見等について、内容ごとに整理し、それらに対する考え方を以下に示します。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見等の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとしています。

2 提出された意見等の内訳

項目	県民・団体	市町	合計	
目次	3件	0件	3件	
第1章 計画策定の趣旨・基本的な考え方				
1 計画策定の趣旨	1件	0件	1件	
2 基本的な考え方	1件	0件	1件	
第2章 本県の地域特性				
(略)				
6 周辺地域における原子力施設の立地	1件	0件	1件	
第3章 脆弱性評価				
1 評価の方法等	0件	0件	0件	
2 「起きてはならない最悪の事態」の設定	0件	1件	1件	
(略)				
第4章 脆弱性評価を踏まえた国土強靱化の推進方針				
1 推進方針	9件	4件	13件	
2 施策分野別事業	0件	0件	0件	
第5章 計画の推進と不断の見直し				
(略)				
別紙1 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果	6件	1件	7件	
別紙2 個別・横断的施策分野別重要業績指標（KPI）一覧	2件	0件	2件	
別紙3 施策分野別事業一覧	3件	3件	6件	
概要	2件	0件	2件	
	合計	28件	9件	37件
(考え方を示した意見等)	26件	7件	33件	
(施策を実施する上で参考とさせていただく意見等)	2件	2件	4件	

滋賀県国土強靱化地域計画（改定版）原案に対して提出された意見等とそれらに対する考え方

No.	頁	意見等（概要）	意見等に対する考え方
目次			
1	—	1、2、3…の下の階層に、(1)(2)(3)…を記述することが望ましい。 例) 第1章（略） 2 基本的な考え方 （1）県地域計画の位置付け （2）県地域計画の対象とするリスク	目次については、全体の構成を示すことを目的としており、原案のとおりとします。
2	—	下記のとおり記述することが望ましい。 第4章（略） 1 推進方針 （1）個別・横断的施策分野推進方針 ① 個別施策分野 ② 横断的施策分野	
3	—	下記のとおり記述することが望ましい。 別紙3（略） 1 個別施策分野 2 横断的施策分野	
第1章 1 計画策定の趣旨			
4	p.1	琵琶湖の大規模氾濫の歴史を記述することが適切である。江戸時代以前と昭和以後の風水害の事例が記載されているが、それらと被害が同程度以上である明治29年の大洪水についても記述すべき。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 （修正前） 昭和期以降では、昭和9年（1934年）の室戸台風や昭和28年（1953年）の多羅尾地方の局地的な豪雨、昭和34年（1959年）伊勢湾台風では、多数の死者や住宅の全壊、床上・床下浸水が発生しました。 （修正後） 明治29年の豪雨災害や、昭和期以降では、昭和9年（1934年）の室戸台風や昭和28年（1953年）の多羅尾地方の局地的な豪雨、昭和34年（1959年）伊勢湾台風では、多数の死者や住宅の全壊、床上・床下浸水が発生しました。

No.	頁	意見等（概要）	意見等に対する考え方
第1章 2 基本的な考え方			
5	p. 3	<p>(3)基本目標と(4)事前に備えるべき目標について、概念の階層と各々の数を明示的に記述することを提案する。</p> <p>10ページの「1評価の方法等」に4つの基本目標と8つの事前に備えるべき目標についての記載があるが、3ページに記載したほうがわかりやすい。</p> <p>また、基本目標①～④を罫線で囲んでいるが、事前に備えるべき目標①～⑧も同様に罫線で囲むべき。</p>	<p>10ページの「1評価の方法等」の説明は、第3章の脆弱性評価の方法等を説明したものであり、原案のとおりとします。</p> <p>ご意見を踏まえ、(3)基本目標の①～④の罫線を削除し、(4)事前に備えるべき目標の記載と整合を図ることとします。</p>
第2章 6 周辺地域における原子力施設の立地			
6	p. 9	<p>「現在、その多くが老朽化するとともに、使用済核燃料が蓄積…」とあるが、「老朽化」は使い古して役に立たなくなることを意味する用語である。原子力規制委員会のサイトでも「長い間使用している原子力発電所」と書かれていることから、以下のとおり記載すべき。</p> <p>「<u>現在、その多くは運転を開始してから長期間が経過するとともに、使用済核燃料が蓄積…</u>」</p>	<p>「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（炉規法）において、原子力発電所を運転できる期間は運転開始から40年とされていることから、老朽化と表現していますが、国の記載方法を参考に、次のとおり修正します。</p> <p>（修正前） 現在その多くが老朽化するとともに、使用済核燃料が蓄積されています。</p> <p>（修正後） 現在その多くは<u>長期間使用しているため、老朽化が進行するとともに、使用済核燃料が蓄積</u>されています。</p>
第4章 1 推進方針			
7	p. 14 p. 17 p. 21 p. 23 p. 25	<p>グリーンインフラについては、「滋賀県基本構想」における記載や、滋賀経済同友会の提言、国土交通省のグリーンインフラ官民連携プラットフォームなど、機運が高まっている。このため、県が主体となり、部門横断的にグリーンインフラを着実に進めていくことを</p> <p>【行政機能／警察・消防等】【住宅・都市】、【農林水産】、【国土保全・土地利用】、【環境】の各項目に明記すべき。</p>	<p>グリーンインフラの推進については、これまでから各施策分野においてその視点に基づく取組を進めており、今後の施策推進にあたって参考とさせていただきます。</p>

No.	頁	意見等（概要）	意見等に対する考え方
8	p. 16	「非常用物資の備蓄促進」について、備蓄物品保管の外部委託や、病院・消防・介護施設・廃棄物処理関連施設など備蓄物品を日常使用する所が保管量を増やすことによりローリングストックを行うことができるのではないか。	本項目に記載のとおり、平時から民間事業者に外部委託を行い、災害発生時に確実に物資を提供できる体制を構築しており、原案のとおりとします。 なお、ご提案については今後の施策推進にあたって参考とさせていただきます。
9	p. 17	「消防人材・消防職団員等の育成・確保」について、特に消防団員の確保は喫緊の課題であり、単に環境整備ではなく、具体的な対策を記載すべきではないか。	消防団員の確保は、各市町が主体的に取り組むべき課題であり、県としては消防団への理解促進等の環境整備に努めることとしており、原案のとおりとします。
10	p. 18	「下水道施設の防災対策の推進」について、上水道施設と同様に、停電対策が必要と考える。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 (修正前) 下水道施設が被災した場合、(略) 下水道施設の耐震化を計画的に進めます。 (修正後) 下水道施設が被災した場合、(略) 下水道施設の耐震化を計画的に進めるとともに、 <u>停電対策の強化を行います。</u>
11	p. 19	近年の猛暑による熱中症多発状況等を踏まえ、災害発生時における熱中症の発生や死亡を防ぐ必要があると考える。県民の生命を守る観点から、【保健医療・福祉】の項目に以下の内容を追加すべき。 (熱中症の防止対策) 災害発生時における熱中症の発生を抑制するため、病院や福祉施設、公共施設等の空調設備を稼働させられる大規模な容量の非常用発電機の導入や、企業の工場等においてもクールスポットの整備など、遮熱対策の導入支援を進めます。また、家庭においても、平時より適度な空調と水分補給等の熱中症対策の推奨を行います。	県では平常時から熱中症予防や熱中症を疑った場合の対応に係る啓発を強化するとともに、その備えについて情報提供しています。ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 なお、高齢者や障害者が利用する福祉施設については、要配慮者が安心して生活できるよう、整備支援を行っています。 (修正前) (感染症の発生・蔓延防止) 平常時から予防接種を促進するとともに (略) (修正後) (感染症の発生・蔓延防止等) <u>平常時から予防接種の促進や熱中症等の予防啓発を行う</u> とともに (略)

No	頁	意見等（概要）	意見等に対する考え方
12	p. 19	<p>「自立・分散型エネルギーシステムの整備促進」について、災害発生に伴うエネルギー供給の長期途絶により、都市ガスの供給が途絶えた場合、天然ガスコージェネレーション・燃料電池が稼働しないことが考えられるため、以下の内容に修正すべき。また、公共施設の文言も残すべき。</p> <p>（自立・分散型エネルギーシステムの整備促進）</p> <p>災害発生時にエネルギー供給が長期途絶する事態に備え、生活・経済活動継続等に必要最低限のエネルギーを確保するため、<u>公共施設</u>、家庭や事業所等において、自立・分散型エネルギーシステム（再生可能エネルギーや<u>非常用発電機</u>と燃料タンク、<u>蓄電池</u>等）の整備を促進します。</p>	<p>公共施設については、事業所等に含むと考えています。ご意見と国の記載内容も踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>（修正前）</p> <p>災害発生時にエネルギー供給が長期途絶する事態に備え、（略）自立・分散型エネルギーシステム（再生可能エネルギーや天然ガスコージェネレーション・燃料電池等）の整備等を促進します。</p> <p>（修正後）</p> <p>災害発生時にエネルギー供給が長期途絶する事態に備え、（略）自立・分散型エネルギーシステム（再生可能エネルギーや天然ガスコージェネレーション・燃料電池・<u>蓄電池</u>等）の整備等を促進します。</p>
13	p. 20	<p>「主要幹線道路等ネットワークの整備」について、「甲賀湖南道路」と「国道1号【栗東水口道路Ⅰ工区・Ⅱ工区、水口道路】が重複しているため、どちらか一方を削除すべき。</p>	<p>ご指摘の2路線は重複していますが、それぞれ、地域高規格道路、直轄国道としての位置づけを示すために記載していることから、原案のとおりとします。</p>
14	p. 23	<p>「琵琶湖洪水被害軽減のための後期放流対策の推進」について、瀬田川・宇治川の改修事業、天ヶ瀬ダム再開発事業など後期放流対策の促進を図るとあるが、別紙3（施策分野別事業一覧）に対応する事業が記載されていない。</p>	<p>ご指摘の事業は、国の直轄事業であり、別紙3には国事業は記載していませんので、原案のとおりとします。</p> <p>国に対しては、機会あるごとに要望を行っています。</p>

No.	頁	意見等（概要）	意見等に対する考え方
15	p. 23	「ダム of 適切な管理・運用」について、大戸川ダムの建設促進を図る旨を追記いただきたい。	<p>本項目は、既設ダムの運用・管理に係る項目のため、原案のとおりとしますが、「琵琶湖洪水被害軽減のための後期放流対策の推進」に追記することとし、次のとおり修正します。</p> <p>（修正前） （琵琶湖洪水被害軽減のための後期放流対策の推進） （略）天ヶ瀬ダム再開発事業など後期放流対策の促進を図ります。</p> <p>（修正後） （琵琶湖洪水被害軽減のための後期放流対策等の推進） （略）天ヶ瀬ダム再開発事業など後期放流対策や瀬田川洗堰操作との連携等により琵琶湖水位を低下させる大戸川ダム建設事業の促進を図ります。</p>
16	p. 23	「浸水対策の推進」に各地域安全協議会や大規模氾濫減災協議会などと連携し事業を進めていく旨の文章を追記すべき。	<p>地域安全協議会や水害・土砂災害に強い地域づくり協議会は、流域治水全般に係る協議の場であることから、ご意見を踏まえ、「流域治水の推進」に追記することとし、次のとおり修正します。</p> <p>（修正前） 流域治水政策を実行するため、河川の整備や（略）対策を推進します。</p> <p>（修正後） 流域治水政策を実行するため、<u>水防法に基づく大規模氾濫減災協議会の枠組みを活用して国や市町と連携を図りつつ、河川の整備や（略）対策を推進します。</u></p>
17	p. 24	「地籍調査の推進」を重要な施策とすべきではないか。 地籍調査の現況が 13.7%（H30）とかなり低い。県下の市町への啓発とともに急ぐべきではないか。	<p>重点とする施策（☆マークを表示）は、特にリスクシナリオへの対応が多い施策を選択しており、原案のとおりとします。</p> <p>なお、ご指摘を踏まえ、市町と連携し、地籍調査の計画的な実施を促進します。</p>

No.	頁	意見等（概要）	意見等に対する考え方		
18	p. 25	「浄化槽の管理体制の整備」について、法定検査の実施や、単独浄化槽から合併浄化槽への転換が国土強靱化とどう結びつくのか。	<p>法定検査の実施や、老朽化した単独浄化槽を合併処理浄化槽へ転換することにより、個別分散型処理システムを整え、災害に強い、強靱化を図ることができると考えます。</p> <p>なお、趣旨を明確にするため、次のとおり修正します。</p> <p>（修正前）</p> <p>災害時に早期に復旧できるよう、法定検査の実施、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進します。</p> <p>（修正後）</p> <p><u>法定検査の実施を促進するとともに、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進し、災害に強く早期に復旧できる個別分散型処理施設の設置の推進を図ります。</u></p>		
別紙 1 「起きてはならない最悪の事態」 ごとの脆弱性評価結果					
19	p. 29 ~49	<p>「事前に備えるべき目標」 1～8の表記について、下記の記載を提案する。</p> <table border="1"> <tr> <td>事前に備えるべき目標1</td> <td>直接死を最大限防ぐ</td> </tr> </table> <p>目標 2～8 も同様とする。</p>	事前に備えるべき目標1	直接死を最大限防ぐ	<p>現計画（平成 28 年 12 月策定）と同様の表記とし、原案のとおりとします。</p>
事前に備えるべき目標1	直接死を最大限防ぐ				
20	p. 29 ~51	<p>別紙 1 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果の表記について、下記の記載を提案する。</p> <table border="1"> <tr> <td>1-1</td> <td>住宅・建築・交通施設等の(略)</td> </tr> </table> <p>1（2）から 8（6）も同様とする。</p>	1-1	住宅・建築・交通施設等の(略)	<p>10～12 ページの「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の表記との整合を図り、現計画（平成 28 年 12 月策定）と同様の表記とし、原案のとおりとします。</p>
1-1	住宅・建築・交通施設等の(略)				
21	p. 31	<p>「（4）琵琶湖の大規模氾濫による多数の死傷者の発生」について、大戸川ダム建設事業を追記いただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>（修正前）</p> <p>（略）天ヶ瀬ダム再開発事業などの琵琶湖の後期放流対策を促進する必要があります。</p> <p>（修正後）</p> <p>（略）天ヶ瀬ダム再開発事業などの琵琶湖の後期放流対策や瀬田川洗堰操作との連携等により琵琶湖水位を低下させる大戸川ダム建設事業を促進する必要があります。</p>		

No.	頁	意見等（概要）	意見等に対する考え方
22	p. 33 他10 か所	「災害被害を受けた際に迅速な復旧が困難である橋梁の対策や無電柱化対策および大雨時における（略）道路防災対策を着実に進める必要があります」とあるが、無電柱化によって災害被害を受けても短期間で復旧できると読めるため、記載を改めるべき。	ご指摘を踏まえ、次のとおり修正します。 （修正前） 災害被害を受けた際に迅速な復旧が困難である橋梁の対策や無電柱化対策および（略）道路防災対策を着実に進める必要があります。 （修正後） 災害被害を受けた際に迅速な復旧が困難である橋梁の対策を <u>進めるとともに</u> 、無電柱化対策および（略）道路防災対策を着実に進める必要があります。
23	p. 36 p. 41	「エネルギー供給のためのインフラが被災した場合」とあるが、大規模地震で電線共同溝設備が損壊し、停電・通信障害が多数の路線で発生した場合、道路管理者による電線共同溝設備の復旧に合わせて電線管理者の電線復旧が必要となる。この場合、上下水道・ガス・電線共同溝と多数の地下埋設企業が被害復旧のために道路を掘削することになるが、特に緊急輸送道路では、どのような手続き・方法・順番で道路を占有して復旧を進めるのか、方向性を記載すべき。	緊急輸送道路における大規模地震等による電線共同溝等の地下埋設物の損壊は多様であり、個別に対応が異なることが想定されるため、原案のとおりとします。 なお、ご意見については今後の施策推進にあたって参考とさせていただきます。
24	p. 39	「電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の無電柱化、（略）」とあるが、被害の様相や現場環境によっては電柱方式よりも電線共同溝方式のほうが長期供給停止となるケースもあることから、無電柱化が長期間停電の抑制になるような記載をするべきではない。	電柱の倒壊等により電力等の供給が停止する事例もあるが、無電柱化が一概に電力等の長期の供給停止抑制になるとは言い難いため、ご指摘を踏まえ、次のとおり修正します。 （修正前） 電柱の倒壊等により電力等の長期供給停止を発生させないように（略） （修正後） 電柱の倒壊等により電力等の <u>供給停止</u> を発生させないように（略）

No.	頁	意見等（概要）	意見等に対する考え方
25	p. 45 他 4 か所	大規模災害時、県民の生命財産を守るという点において、速やかな復旧が求められるのは、ライフラインも同様。迅速な復旧のためには、平時から、県内中小企業における次世代の担い手を雇用・育成する必要があるため、以下のとおり修正すべき。 「大規模災害時に防災インフラやライフラインを速やかに復旧するために、建設・電設産業等における担い手の育成・確保を進める必要があります」	ライフラインの早期復旧体制の整備を促進する必要性については、44 ページ「(1) 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止」に記載しており、原案のとおりとします。 また、電設産業の担い手の育成・確保については、事業者において主体的に取り組むべきものと考えており、原案のとおりとします。
26	p. 52	KPI の「各市町等上水道 BCP 策定率」は、「各市町下水道 BCP 策定率」ではないか。上水道の BCP は各市町で策定され、下水道 BCP が放置されているように感じる。	ご指摘の KPI については、「各市町等上水道 BCP 策定率」です。 各市町の下水道 BCP 策定については、今年度にすべての市町で策定完了する予定で進捗していることから、KPI を設定していません。
別紙 2 個別・横断的施策分野別重要業績指標（KPI）一覧			
27	p. 52 ～54	KPI 一覧について、「個別施策分野」「横断的施策分野」を表記すべき。	ご意見を踏まえ、「個別施策分野」「横断的施策分野」を追記します。
別紙 3 施策分野別事業一覧			
28	p. 55	「別紙 3 施策分野別事業一覧」タイトルの表記を「別紙 2 個別・横断的施策分野別重要業績指標（KPI）一覧」と同等の文字フォントと大きさにしてはどうか。	ご意見を踏まえ、「別紙 3 施策分野別事業一覧」の文字の大小とフォントを修正します。
29	p. 55 ～70	「別紙 3 施策分野別事業一覧」に事業名のみ記載や事業名と地名の記載箇所があるが、市町名と地先名を記載いただきたい。	国の方針に基づき、必要事項を記載しているため、原案のとおりとします。 なお、今後、国の方針等の状況を踏まえ、市町名および地先名の記載を検討します。
30	p. 56	「市町下水道施設防災対策事業」に各市町下水道 BCP の策定支援が含まれているか。	市町と連携して BCP 計画に基づく訓練を実施し、訓練を通して計画の改善の支援を行うこととしており、各市町下水道 BCP の策定支援を含みます。

No.	頁	意見等（概要）	意見等に対する考え方
31	p. 57	「主要幹線道路等ネットワークの整備」に「主要地方道土山蒲生近江八幡線」を追記いただきたい。	当該事業一覧については、主に詳細な設計に係る時期等を勘案し記載することとしていることから、原案のとおりとします。 なお、ご提案の事業については必要な時期に検討することとします。
32	p. 64	「河川の整備」に「和田川河川改修」を追記いただきたい。	当該事業一覧については、主に詳細な設計に係る時期等を勘案し記載することとしていることから、原案のとおりとします。 なお、ご提案の事業については必要な時期に検討することとします。
概要			
33	—	4つの基本目標には、本文3ページの表記に合わせて①～④の数字を割り当てた方がよい。	ご指摘のとおり、基本目標の表記を改めることとします。